

特定非営利活動法人AI言葉定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AI言葉という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区南小岩1丁目2番2-105号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、コーチングやカウンセリング技法を用いて、夫婦や親子などの家庭問題および人間関係の改善を支援する。個人の自立と相互理解を促し、誰もが心豊かに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 家族・人間関係の改善に向けた対話サポート事業
- (2) AIを活用したコミュニケーション状況の整理および情報提供事業
- (3) eラーニングによる日常の対話スキル向上・学習事業
- (4) 傾聴や対話を支援する人材の育成事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第49条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものと同みなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度、理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	福山隆史
副理事長	桑原裕見子
理事	田中孝明
理事	森忍
監事	岩瀬浩明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人・団体) 0円 賛助会員(個人・団体)0円

(2) 年会費 正会員(個人・団体)0円 賛助会員(個人・団体)0円

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人AI言葉

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	フクヤマタカシ		無	理事長
		福山隆史			
2	理事	クワバラユミコ		無	副理事長
		桑原裕見子			
3	理事	タナカタカアキ		無	
		田中孝明			
4	理事	モリシノブ		無	
		森忍			
5	監事	イワセヒロアキ		無	
		岩瀬浩明			
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人AI言葉

1 事業実施の方針

当法人は、本年度の法人成立を機に、コーチングやカウンセリングの技法を用いて、夫婦・親子間をはじめとする家庭問題および人間関係の改善を支援する活動を開始いたします。第1期は活動の立ち上げ期と位置づけ、対話によるサポート体制の整備、AIを活用した状況整理レポートの仕組みの構築、eラーニング教材の整備を進めるとともに、試験的な事業実施を通じて運営ノウハウの蓄積を図ります。あわせて、専門的な治療や介入が必要な事案を適切な公的相談窓口等へ橋渡しする連携体制を整え、地域における一次的な相談の受け皿としての機能を確立してまいります。なお、対話サポート、AIを活用した状況整理、eラーニング及び人材育成の各事業については、その運営に要する費用に充てるため、利用料を申し受けます。剰余が生じた場合は、次年度の事業に充当します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用250千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
家族・人間関係の改善に向けた対話サポート事業	夫婦・親子間の関係や人間関係に悩む方を対象に、傾聴と受容を基本とした対話によるサポートを試験的に実施する。相談者が抱える課題の本質的な優先順位を整理し、他者との相互理解を深められるよう寄り添う。専門的な治療や介入が必要と判断される場合は、速やかに公的相談窓口等へ案内する。親子間の対話を支援することにより、子どもが安心して過ごせる家庭環境づくりに資する。	成立の日～令和9年3月31日(月2回程度)	法人事務所及びオンライン	4名(理事2名、ボランティア2名)	家族関係・人間関係の改善を望む地域住民及びその子ども	30名	80
AIを活用したコミュニケーション状況の整理および情報提供事業	利用者が自らの状況を客観的に把握できるよう、AIを活用して相談内容を整理したレポートを作成・提供する仕組みを構築し、試験的に運用する。個人情報の取扱いには細心の注意を払い、利用者が安心して情報を預けられる体制を整える。	成立の日～令和9年3月31日	法人事務所及びオンライン	2名(理事1名、ボランティア1名)	対話サポートの利用者等	30名	55
eラーニングによる日常の対話スキル向上・学習事業	日常生活で活用できる傾聴・対話のコツを自ら学べるeラーニング教材を整備し、提供を開始する。利用者が自立的に課題解決へ取り組めるよう支援する。	成立の日～令和9年3月31日(教材整備後、順次提供)	オンライン	2名(理事1名、ボランティア1名)	対話スキルの向上を望む地域住民	50名	65
傾聴や対話を支援する人材の育成事業	傾聴と受容の姿勢に基づく対話を支援できる人材を育成するため、基礎的な講座・勉強会を試験的に開催する。受講者が対話支援の担い手としての能力を高め、対人支援の分野で活動する機会の拡充につなげる。	成立の日～令和9年3月31日(期間中2回程度)	法人事務所及び公共施設	3名(理事2名、ボランティア1名)	対話による支援に関心のある地域住民	10名	40

書式第8号(法第10条・第25条関係)

設立・定款変更用					
その他目的達成 に必要な事業	上記各事業の円滑な実施を支 えるため、広報活動、関係機関 との連携、利用者アンケートの 実施等を行う。	成立の日 ～ 令和9年3 月31日	法人事務 所 及びオン ライン	3名 (理事3 名)	地 全 般

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人AI言葉

1 事業実施の方針

第2期は、第1期に整備した活動基盤を踏まえ、各事業を本格的に展開する発展期と位置づけます。対話によるサポートの実施回数と受益者を拡大するとともに、AIを活用した状況整理レポートの提供を本格化し、eラーニングの提供範囲を広げます。あわせて、傾聴・対話の担い手となる人材の育成を本格化し、会員・利用者の拡大と関係機関との連携強化を図ります。これらの取組みを通じて、誰もが等しくコミュニケーション改善の機会を得られる仕組みを、地域社会に継続的・安定的に定着させてまいります。なお、対話サポート、AIを活用した状況整理、eラーニング及び人材育成の各事業については、その運営に要する費用に充てるため、利用料を申し受けます。剰余が生じた場合は、次年度の事業に充当します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用360千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
家族・人間関係の改善に向けた対話サポート事業	第1期の運営実績を踏まえ、対話によるサポートを本格的に展開する。 実施回数を拡充し、より多くの相談者に寄り添うとともに、公的相談窓口等との連携を強化する。 親子間の対話支援を通じて、子どもが安心して過ごせる家庭環境づくりに資する取組みを継続する。	通年 (月4回程度)	法人事務所 及びオンライン	5名 (理事2名、 ボランティア3名)	家族関係・人間関係の改善を望む地域住民及びその子ども	50名	115
AIを活用したコミュニケーション状況の整理および情報提供事業	AIを活用した状況整理レポートの提供を本格化する。 利用者の声を反映して内容を改善し、利便性と情報の安全性を一層高める。	通年	法人事務所 及びオンライン	3名 (理事1名、 ボランティア2名)	対話サポートの利用者等	50名	80
eラーニングによる日常の対話スキル向上・学習事業	eラーニング教材を拡充し、提供範囲を拡大する。 学習効果の検証を行い、利用者の自立的な課題解決を一層促進する。	通年	オンライン	3名 (理事1名、 ボランティア2名)	対話スキルの向上を望む地域住民	100名	90
傾聴や対話を支援する人材の育成事業	傾聴・対話を支援する人材の育成講座を継続・拡充する。 修了者が地域で活動できる仕組みづくりを進め、対話支援の担い手としての活動機会・就労機会の拡充を図る。	通年 (期間中4回程度)	法人事務所 及び公共施設	4名 (理事2名、 ボランティア2名)	対話による支援に関心のある地域住民	20名	55
その他目的達成に必要な事業	広報活動及び関係機関との連携を継続・強化し、活動の認知度向上と地域への定着を図る。	通年	法人事務所 及びオンライン	3名 (理事3名)	地域住民全般	—	20

令和8年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 AI言葉

(単位:円)

科目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		437,000
家族・人間関係の改善に向けた対話サポート事業収益	172,000	
AIを活用したコミュニケーション状況の整理および情報提供事業収益	91,000	
eラーニングによる日常の対話スキル向上・学習事業収益	126,000	
傾聴や対話を支援する人材の育成事業収益	48,000	
その他目的達成に必要な事業収益	0	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経 常 収 益 計		437,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1)人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		250,000
会議費	30,000	
旅費交通費	50,000	
印刷製本費	70,000	
通信運搬費	40,000	
消耗品費	60,000	
事業費計		250,000
2 管理費		
(1)人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		60,000
消耗品費	10,000	
通信運搬費	20,000	
旅費交通費	30,000	

管理費計		60,000
経常費用計		310,000
当期経常増減額【A】-【B】…①		127,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】…②		0
税引前当期正味財産増減額①+②…③		127,000
法人税、住民税及び事業税…④	70,000	
設立時正味財産額…⑤	0	
次期繰越正味財産額③-④+⑤		57,000

令和9年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 AI営業

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
【A】経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		685,000
家族・人間関係の改善に向けた対話サポート事業収益	258,000	
AIを活用したコミュニケーション状況の整理および情報提供事業収益	131,000	
eラーニングによる日常の対話スキル向上・学習事業収益	211,000	
傾聴や対話を支援する人材の育成事業収益	85,000	
その他目的達成に必要な事業収益	0	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		685,000
【B】経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		360,000
会議費	40,000	
旅費交通費	80,000	
印刷製本費	100,000	
通信運搬費	60,000	
消耗品費	80,000	
事業費計		360,000
2 管理費		
(1)人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2)その他経費		80,000
消耗品費	15,000	
通信運搬費	25,000	
旅費交通費	40,000	

管理費計		80,000
経常費用計		440,000
当期経常増減額【A】-【B】…①		245,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】…②		0
税引前当期正味財産増減額①+②…③		245,000
法人税、住民税及び事業税…④	70,000	
前期繰越正味財産額…⑤	57,000	
次期繰越正味財産額③-④+⑤		232,000

特定非営利活動法人AI言葉 設立趣旨書

現代社会において、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中、夫婦間、親子間をはじめとする家族関係や、社会における人間関係の悩みは複雑化しています。日常のコミュニケーションのすれ違いや孤立は、人々の活力を奪い、家庭環境の悪化を招く課題となっています。これらの課題を解決するためには、医療や心理の専門家へ行く「手前」にある、気軽に悩みを話し、自分を客観視できる場が必要です。そこで私たちは、最新のテクノロジーである「AIを活用した状況整理のレポート」と、人と人との「対話を通じた実践的なサポート」を組み合わせた支援体制を構想しました。当法人は、人間関係の改善を求める人々に対し、相談者が抱える本質的な優先順位を整理し、他者との相互理解を深めるためのサポートを提供します。資格を前提とした指導ではなく、豊富な対話実績から導き出された傾聴と受容の姿勢に基づき、利用者に寄り添います。また、それらの対話のコツを自ら学ぶことができる「eラーニング」環境を整備し、自立的な課題解決の促進を図ります。

当法人が取り扱う「夫婦や親子の問題」は、個人のプライバシーに関わる領域です。AIを用いた状況整理という新しいアプローチを行うにあたっては、利用者が自らの情報を安心して預けられる「絶対的な信頼性と透明性」が不可欠となります。株式会社などの営利企業では、利益追求の性質上、経済的余裕のない層への支援が届きにくくなる懸念があります。また、事案が深刻で医療や専門家の介入が必要と判断される場合には、私たちが抱え込むのではなく、速やかに適切な公的相談窓口等へ繋ぐ「地域の一次受け皿(セーフティネット)」としての役割を果たす必要があります。

また、対話を促すファシリテーションの手法は、家庭内の人間関係にとどまらず、地域や町内会などの地縁組織における人間関係の円滑化にも応用できるものです。

地域社会で確固たる信頼関係を築き、誰もが等しくコミュニケーション改善の機会を得られる仕組みを定着させるためには、社会全体の利益のみを追求し、厳重な情報公開義務を伴う特定非営利活動法人として設立することが最も適切であると考えます。個人の自立と相互理解を促し、誰もが心豊かに暮らせる社会の実現に向けて、ここに「特定非営利活動法人AI言葉」を設立いたします。

申請に至るまでの経緯

代表者・福山隆史は、コーチング・カウンセリングを通じた夫婦・親子支援の実践の中で、AIを活用した新しい支援手法の可能性に着目しました。令和7年末より志を同じくする仲間とともに特定非営利活動法人の設立準備を進め、賛同者を募りながら令和8年6月27日に設立総会を開催するに至りました。

令和8年6月27日

設立代表者

氏名 福山隆史